

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

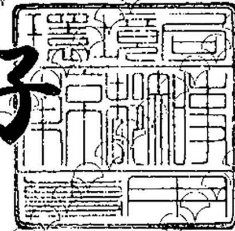
氏名 松田産業株式会社
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和元年9月30日

許可の有効年月日 令和8年9月29日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令13号物(コンクリート固化物に限る。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上17種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成4年9月30日 新規許可
令和元年9月30日 更新許可 第5回
令和3年2月26日 変更届 積替え保管施設の廃止

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

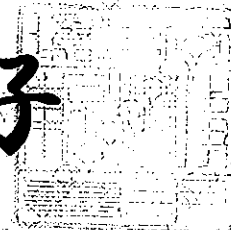
氏名 松田産業株式会社
代表取締役 松田 芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 5月 28日

許可の有効年月日 令和 9年 5月 27日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)
- ② 廃酸 (pH 2.0以下のもの)
- ③ 廃アルカリ (pH 12.5以上のもの)
- ④ 感染性産業廃棄物
- ⑤ 特定有害産業廃棄物
 - ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等
 - イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物
 - ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物
 - エ. 廃水銀等
 - オ. 金属等を含む廃棄物 (裏面別表のとおり)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 5年 5月 28日 新規許可
 令和 2年 5月 28日 更新許可 第5回
 令和 3年 2月 26日 変更届 積替え保管施設の廃止

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無 (裏面あり)



複写禁止

令和 3年 2月 26日

2環資産届第5997号

(裏面)

許可番号

第13-50-000192号

別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
		アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	二・ニジクロロエタン	一・一ジクロロエチレン	シス1,1-二ジクロロエチレン	トリス1,1,1-トリクロロエタン	トリス1,1,2-トリクロロエタン	トリス1,1,2,2-テトラクロロエタン	トリス1,1,2,2,2-ペンタクロロエタン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四ジオキサン
燃え殻																											
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃油																											
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鉱さい		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ばいじん		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定下水汚泥																											

[備考] ・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)